

八王子市告示第 120 号

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年八王子市条例第 18 号）第 30 条第 1 項の規定により、平成 30 年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を次のとおり告示する。

平成 30 年 4 月 2 日

八王子市長 石 森 孝 志

1. 計画区域 市全域
2. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
3. 一般廃棄物の年間発生量及び処理量の見込み

区分	数量
ごみ	122,846 t
資源物	44,566 t
動物死体	2,668 体
し尿、浄化槽汚泥等	7,213 kl

4. 一般廃棄物の発生の抑制及び減量のための方策に関する事項
 - (1) 廃棄物の発生抑制及び再資源化推進に係わる普及啓発事業の実施
 - (2) 資源物の分別収集の実施
 - (3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく分別収集の実施
 - (4) 廃棄物減量・再利用推進員制度の実施
 - (5) 一般廃棄物管理票に係わる制度の実施
5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - (1) (仮称) 新館清掃施設整備事業
 - (2) 戸吹清掃工場主要設備改良及び更新工事
(焼却設備、余熱利用設備、電気設備等の改良及び更新)
6. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

別紙のとおり

問い合わせ先 (ごみに関すること) 資源循環部ごみ減量対策課
(し尿及び汚泥の収集、料金に関すること) 水循環部水再生課
(し尿及び汚泥の処理に関すること) 水循環部水再生施設課

(1) 可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、資源物、粗大ごみに分別して収集するもの

種類	分別区分	発生量 処理量 (t)	収集方法	処理方法	占有者又は事業者の協力義務等
家庭廃棄物	可燃ごみ	84,628	戸別収集により委託業者が週2回収集する。ただし、集合住宅、地形的に戸別収集が困難な地域及び地域の代表者から集積所収集を希望する申し出があり、市長がこれを認めた地域(以下、「集合住宅等」という。)は、集積所収集により収集する。	・焼却後資源化	市の指定収集袋に入れ、備考イの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分までに出すこと。 また、市の定める排出禁止物は、排出しないこと。
	不燃ごみ	4,848		・手選別後 資源化 焼却	
	有害ごみ	369	戸別収集により委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	・委託処理 ただし、多摩清掃工場に搬入されたスプレー缶・カセットボンベ・ライターは、手選別後 資源化 焼却	透明又は半透明のポリ袋に入れ、備考イの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。
	資源物	容器包装プラスチック(*)	5,853	戸別収集により市が毎週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	・資源化

種類	分別区分	発生量 処理量 (t)	収集方法	処理方法	占有者又は事業者の協力義務 等		
家庭 廃棄物	資源物	古紙 新聞	1,524	戸別収集により委託業者が月2回収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	・資源化	ひもで縛り(シュレッダー紙は紙袋・封筒に入れる)、備考イの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分までに出すこと。	
		古紙 雑誌・雑紙・ シュレッダー紙	9,231	戸別収集により委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。			飲料用紙製容器を切り開き、洗浄し乾燥させること。ひもで縛り、備考イの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。
		古紙 ダンボール(*)	3,838				
		古紙 紙パック(*)	120			プライバシーを守る必要のあるはがき類を郵便局又は市役所本庁へ持ち込むこと。	
		古紙 はがき類 (古紙の雑紙として排出されるものを除く。)	3			郵便局及び市役所本庁に専用の回収ボックスを年1回(1月から2月までの1か月間)置くことにより収集する。	透明又は半透明のポリ袋に入れ、備考イの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。
		古布	2,380	戸別収集により委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。		飲料用びん・飲料用缶等を洗浄後、容器に入れて備考イの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。	
		びん(*)	4,439				
		缶(*) (うち スチール 816 アルミ 636)	1,452			ペットボトルのキャップとラベルを取り外し、洗浄すること。戸別収集及び集積所収集においては、容器又は透明若しくは半透明のポリ袋に入れ、備考イの場所に、収集日の朝8時30分までに出すこと。	
		ペットボトル(*)	2,004	戸別収集により、委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。7月～9月は毎週収集する。			

種類	分別区分	発生量 処理量 (t)	収集方法	処理方法	占有者又は事業者の協力義務 等
家庭 廃 棄 物	粗大ごみ	2,373	占有者からの申し出により市又は委託業者が戸別収集する。	・破碎又は手選別後、 焼却 資源化 ただし、一部再生利用による資源化	粗大ごみは、ごみ総合相談センターへ収集を依頼の上、定められた粗大ごみ処理券を貼付し、収集予約日の朝8時30分までに出すこと。また、市の定める排出禁止物は排出しないこと。
	可燃ごみ (持込ごみ)	2,255	一般家庭の日常生活から排出される廃棄物で自ら施設に搬入する。	・焼却後資源化	可燃ごみ、不燃ごみに区分し、できる限り資源化に努めること。 搬入に際しては、透明又は半透明のポリ袋等を使用すること。市施設に搬入する際には住所等所在が確認できるものを提示すること。
	不燃ごみ (持込ごみ)	835		・手選別後 資源化	
	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物 (いずれも町会・自治会等の団体及び個人が道路、公園などの公共空間等を美化清掃した廃棄物)	家庭廃棄物に含まれる	可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物と同じ。または、団体等の申し出により市が収集する。	・可燃ごみは、 焼却後資源化 ・不燃ごみは、 手選別後 資源化 焼却 ・資源物は 資源化	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物を品目ごとに区分し、ボランティア袋に入れ、備考イの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分までに出すこと。 団体等が収集を依頼する場合は、透明又は半透明のポリ袋等かボランティア袋に入れ、所轄の清掃事業所へ連絡すること。

種類	分別区分	発生量 処理量 (t)	収集方法	処理方法	占有者又は事業者の協力義務 等
家庭 廃 棄 物	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ (いずれも一時的多量に発生し、かつ緊急に処理しなければならないごみで、市では収集が困難なもの)	(89) (家庭廃棄物(持込ごみ)の内数として)	市の家庭廃棄物収集運搬業(臨時ごみ)の許可を受けた者が収集する。	・可燃ごみは、 焼却後資源化 ・不燃ごみは、 手選別後 資源化 焼却	排出者は、市へ連絡の上、許可業者に収集運搬を依頼すること。
	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ (いずれも不法投棄)	26	市が収集する。	・粗大ごみは、破 砕又は手選別後 焼却 資源化	公有地及び集積所において、管理者等から依頼があった場合に収集する。(ただし、集合住宅に設置されている集積所に投棄されたものは、原則として収集しない)
	可燃ごみ (側溝汚泥)	126	市が清掃し、収集する。	・焼却後資源化	
	資源集団回収 (古紙、古布等)	8,335	団体が自ら又は団体の依頼により資源回収事業者が回収する。	・資源化	市補助金対象は、八王子市資源集団回収事業補助金交付要綱による。
事業 系 廃 棄 物	可燃ごみ	26,501	自ら施設に搬入するか、市の事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	・焼却後資源化	排出事業者は、分別を徹底し、できる限り可燃ごみの減量化、資源化に努めること。 なお、市施設に搬入する際には、所在地等が確認できるものを提示すること。
	可燃ごみ(実験動物死体)	6		・焼却後埋立て	
	可燃ごみで再生可能なもの(厨芥、木くず、その他民間処理施設で資源化分)	3,849		・資源化	

種類	分別区分	発生量 処理量 (t)	収集方法	処理方法	占有者又は事業者の協力 義務等
事業系 廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ (いずれも少量排出登録事業者から排出されるもの。有害ごみは、乾電池及び蛍光管に限る。)	879	戸別収集により、可燃ごみは週2回、不燃ごみと有害ごみは隔週で委託業者が収集する。	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみは、焼却後資源化 ・不燃ごみは、手選別後資源化 ・有害ごみは、焼却委託処理 	<p>可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみに区分し、市の指定収集袋に入れ、備考イの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分までに出すこと。</p> <p>排出限度(1回の収集につき、可燃ごみは40リットルまで、不燃ごみは80リットルまで、有害ごみは蛍光管 400 グラム及び乾電池1キログラムまで)を守ること。</p>
	古紙 (新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック (いずれも少量排出登録事業者から排出されるもの))	1,026	戸別収集により雑誌・雑紙、ダンボール、紙パックは隔週で、新聞は月2回、委託業者が収集する。	・資源化	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パックに分別し、ひもで縛り、事業所名又は登録番号を明記して、備考イの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分までに出すこと。排出限度(1回の収集につきそれぞれ2束まで)を守ること。
	古紙 (新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、シュレッダー紙、紙パック(いずれも中小事業者から排出されるもの))	512	市が設置した古紙持込み場所に、中小事業者等から持ち込まれた少量の古紙を、無料で受け入れる。		新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、シュレッダー紙、紙パックに分別し、ひもで縛り、古紙持込み場所に持ち込むこと。

備考

ア 集積所収集を行う地域等

- (ア) 集合住宅(共同住宅、長屋、寄宿舍等2戸以上が集合する建築物(市長が居住者等と協議の上、戸別収集が可能と確認した建築物を除く。))
- (イ) 地形的に戸別収集が困難な地域
- (ウ) 地域の代表者から集積所収集を希望する申し出があり、市長がこれを認めた地域

イ 戸別収集及び集積所収集の排出場所

収集方法		排出場所
戸別収集		道路(私道を含む。)に面した各戸又は各事業所の敷地内の境界付近
集積所収集	集合住宅	当該集合住宅の所有者又は管理者が市長と協議のうえ、当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所又は保管場所(原則として、道路(私道を含む。)に面した敷地内の境界付近に設ける。)
	地形的に戸別収集が困難な地域	居住者が協議のうえ位置を定め、市長が収集可能と確認した場所に設けられた集積所(注1)
	地域の代表者から集積所収集を希望する申し出があり、市長がこれを認めた地域	居住者が協議のうえ位置を定め、市長が収集可能と確認した場所に設けられた集積所(注2)

(注1)(注2)の場所は、八王子市資源循環部ごみ減量対策課の窓口において地図を備え、閲覧に供するものとする。

- ウ 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年八王子市条例第18号。以下「条例」という。)第36条の2第1項に規定する所定の場所は、前記イの排出場所とする。
- エ 戸別収集及び集積所収集の収集日は、各戸に配布する「ごみ・資源物収集カレンダー」記載のとおりとする。
- オ 条例第36条の2第1項に規定する市長が指定する者は、市から同条に規定する古紙、びん、缶その他の市規則で定める資源物の収集又は運搬を受託した者とする。
- カ 事業系廃棄物の分別区分中の「少量排出登録事業者」とは、廃棄物の品目と排出量を制限したうえで、排出した廃棄物を特例的に市が収集する事業者をいい、その場合、市に登録を必要とする。
- キ 分別区分中(*)のあるものが、容器包装リサイクル法に対応した分別収集品目

ク 廃棄物の搬入（運搬）先について、可燃ごみは戸吹清掃工場、北野清掃工場及び多摩清掃工場（多摩ニュータウン地域に限る。）、不燃ごみ及び有害ごみは戸吹不燃物処理センター及び多摩清掃工場（多摩ニュータウン地域に限る。）、粗大ごみは戸吹清掃工場、戸吹不燃物処理センター及び多摩清掃工場（多摩ニュータウン地域に限る。）、容器包装プラスチック及びペットボトルはプラスチック資源化センター、資源物として収集した古紙類、古布、びん及び缶については民間処理施設へ搬入（運搬）する。

また、可燃ごみで再生可能なもの（厨芥、木くず）や実験動物死体は、市に協議した上で、一般廃棄物処分業許可を受けた民間処理施設へ搬入（運搬）することができる。このほか、事業系一般廃棄物を全量資源化できると市長が認めた場合は、一般廃棄物処分業許可を受けた民間処理施設へ搬入（運搬）することができる。

（民間処理施設）

区分	施設名	所在地
厨芥	株式会社アイル・クリーンテック 寄居工場	埼玉県寄居町
	株式会社アクト・エア 総合リサイクルセンター	神奈川県愛川町
	株式会社アルフォ 城南島飼料化センター	大田区
	株式会社アルフォ 城南島第2飼料化センター	大田区
	株式会社ジェイ・アール・エス 三ヶ島工場	埼玉県所沢市
	太誠産業株式会社 愛川事業所（第1工場）	神奈川県愛川町
	太誠産業株式会社 江東コンポスト工場	江東区
	株式会社日本フードエコロジーセンター 本社工場	神奈川県相模原市
	バイオエナジー株式会社 城南島食品リサイクル施設	大田区
	株式会社フジコー 白井再資源化センター	千葉県白井市
有限会社ブライトピック千葉 溝原工場	千葉県旭市	
木くず	株式会社エコネット	八王子市
	恵比寿産業株式会社	八王子市
	株式会社タケエイグリーンリサイクル	山梨県富士吉田市
	比留間運送株式会社 伊奈平工場	武蔵村山市
事業系一般廃棄物	オリックス資源循環株式会社 寄居工場	埼玉県寄居町
実験動物死体	エルエス工業株式会社 那須塩原工場	栃木県那須塩原市

ケ 事業活動に伴って生じるごみは、既存の許可業者において適正処理が可能であることから、新規許可は、原則実施しない。

コ 条例第51条第2項に規定する一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物は、少量排出登録事業者が排出し、市が収集を行う産業廃棄物とする。

サ 条例第 33 条第 1 項に規定する排出禁止物（市で収集及び処理をしない一般廃棄物）の例は、次のとおりとする。

区分	廃棄物の例
(1)有害性の物	バッテリー、農薬、劇薬
(2)危険性のある物	消火器、ガスボンベ
(3)引火性のある物	ガソリン、灯油、オイル、塗料
(4)著しく悪臭を発する物	汚物、汚泥
(5)特別管理一般廃棄物に指定されている物	感染性廃棄物
(6)前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生ずる物	ピアノ、自動車のタイヤ・ホイール・部品、オートバイ、モーター類、建設廃材

(2) ごみ最終処分

種 類	区 分	処分年量(t)	処分方法	処分先
中間処理後の 残渣	焼却残渣	13,626	資源化	東京たま広域資源循環組合
	不燃残渣	60	資源化	中央電気工業株式会社 鹿島工場 (茨城県鹿嶋市)

(3) 動物死体の処理

種 類	処理年量 (体)	収集方法	運搬方法	処理方法	占有者又は事業者の 協力義務等
動物死体	2,668	飼主等が自ら戸吹 清掃工場に搬入す るか、申し出により 市が収集する。	飼主等が自ら の責任で行う ほかは自動車 による	火葬	市に収集を依頼する場 合は、所轄の清掃事業 所へ連絡すること。

(4) し尿及び汚泥

区 分		処理年量 (kl)	収集方法	運搬方法	処理方法	占有者又は事業者の 協力義務等	
し 尿	常 設	一般 世帯	1,017	占有者又は管理者 の申し出により市が 収集する。	自動車による	固液分離方 式 脱水汚泥は 下水道処理 施設で焼却 後資源化	市内において、くみ取り 便所が設けられている 建築物を所有する者 は、その便所の水洗化 に努力すること。 便槽内に布切れ、その 他の異物を投入しない こと。 くみ取り口等から雨水 等が流入しないように すること。
		事業所	300				
	仮設		344				
汚 泥	浄 化 槽	単独	1,323				
		合併	4,014				
	その他		200				
	雑排水		15	設置者等の申し出 により市が収集す る。			

備考 汚泥のその他とは、ディスポーザ排水処理システム汚泥、し尿混じりのビルビット汚泥、貯留槽汚泥をいう。